

No.	枠	交付対象事業の名称	推奨事業メニュー	総事業費（千円）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期	成果目標 （可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について （HP、広報紙など）
1	低所得	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	—	21,730	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 8958世帯×70千円 のうちR6計画分 事務費30千円 事務費の内容〔役務費（郵送料等）として支出〕 ④R5年度分の住民税非課税世帯（8958世帯）	R6.3	R6.6	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等
2	一体支援	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、調整給付金給付事業	—	725,971	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 1753世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯 841世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 507世帯×100千円、子ども加算 1382人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者 23115人（541830千円） のうちR6計画分 事務費 34941千円 事務費の内容（需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等）業務委託料として支出） ④低所得世帯等の給付対象世帯数（3101世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（23115人）	R6.3	R6.12	対象世帯に対して令和6年9月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等
4	推奨事業	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業（家計急変世帯分）	—	840	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②家計急変世帯への給付金 ③R5,6の累計給付金額 家計急変世帯 12世帯×70千円	R6.4	R6.6	申請から給付までの期間を2週間以内で給付を行う。	ホームページ、広報誌
6	推奨事業	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業（家計急変世帯分・事務費）	—	2	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②家計急変世帯への給付に関する事務費 ③R5,6の累計給付金額にかかる事務費 家計急変世帯 12世帯×110円	R6.4	R6.6	申請から給付までの期間を2週間以内で給付を行う。	ホームページ、広報誌

No.	枠	交付対象事業の名称	推奨事業メニュー	総事業費（千円）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期	成果目標 （可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について （HP、広報紙など）
7	低所得	令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金事業	—	305,290	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 9300世帯×30千円、子ども加算 930人×20千円 のうちR6計画分 事務費 7690千円 事務費の内容〔需用費（事務用品等）役務費（郵送料等）業務委託料 使用料及び賃借料 として支出〕 ④低所得世帯等の給付対象世帯数（9300世帯）	R7.2	R7.3	対象世帯に対して令和7年2月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等
11	推奨事業	学校給食管理運営事業【R5補正分】	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	30,063	①物価高騰の影響により、学校給食食材費が高騰していることから、現行の保護者負担では学校給食の安定的な実施が非常に厳しい状況となっている。そのような状況の中で、物価高騰による給食食材費の値上がり分を市が負担することで保護者負担の増加を抑制し、安心・安全な学校給食を提供する環境を維持する。 ②給食食材費の値上がり分経費 ③30,063千円 児童及び生徒数 5,843人 【市負担単価】小学校低学年（1・2年）28円/食 （値上がり分）小学校中学年（3・4年）28円/食 小学校高学年（5・6年）29円/食 中学校28円/食 対象期間：令和6年4月分から令和7年3月分まで（12か月分） ④市立小中学校の児童生徒（教職員及び給食センター職員を除く）	R6.4	R7.3	学校給食食材費高騰による保護者負担額の増加率0％	HP
12	推奨事業	学校給食管理運営事業【R6補正分】	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	1,666	①物価高騰の影響により、学校給食食材費が高騰していることから、現行の保護者負担では学校給食の安定的な実施が非常に厳しい状況となっている。そのような状況の中で、物価高騰による給食食材費の値上がり分を市が負担することで保護者負担の増加を抑制し、安心・安全な学校給食を提供する環境を維持する。 ②給食食材費のR6.12月からR7.3月までの米単価の値上がり分経費 ③1,666千円 児童及び生徒数 5,843人 【市負担単価】小学校低学年（1・2年）3.42円/食 （値上がり分）小学校中学年（3・4年）4.49円/食 小学校高学年（5・6年）5.76円/食 中学校5.33円/食 ④市立小中学校の児童生徒（教職員及び給食センター職員を除く）	R6.4	R7.3	学校給食食材費高騰による保護者負担額の増加率100％未満	HP
13	推奨事業	障害福祉施設等物価高騰対策支援事業	⑤医療・介護・保育施設・学校施設・公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	11,251	①障害福祉施設等を利用されている方の負担を増やすことなく、事業所が食事提供を維持できるよう食材費の一部を助成する。 ②食事提供に係る食材費の物価高騰分 ③（1）入所系事業所477人×17,300円＝8,252,100円 （2）居住系事業所110人×13,500円＝1,485,000円 （3）通所系事業所261人× 5,800円＝1,513,800円 ④市内に所在し、利用者に食事を提供している障害者福祉施設	R6.4	R7.3	848人	HP

No.	枠	交付対象事業の名称	推奨事業メニュー	総事業費（千円）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期	成果目標 （可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について （HP、広報紙など）
14	推奨事業	高齢福祉施設等物価高騰対策支援事業	⑤医療・介護・保育施設・学校施設・公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	28,290	①高齢福祉施設等を利用されている方の負担を増やすことなく、事業所が食事提供を維持できるよう食材費の一部を助成する。 ②物価高騰の影響に伴う食材費の一部を助成する。 ③28,290千円 ●入所・居住系事業所（1日3食提供想定） 1,445円×40％×8.2％×365日＝17,299,54円≒17,300円 ●通所系事業所（1日1食提供想定） 17,300円×1/3＝5,766,66円≒5,800円 【合算】（17,300円×1,300人）＋（5,800円×1,000人）＝28,290,000円 ④令和6年4月1日現在において、市内に所在し、利用者に食事を提供している事業所・施設	R6.4	R7.3	28法人	HP
15	推奨事業	保育施設等物価高騰対策支援事業【R6補正分】	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	21,089	①物価高騰等の影響により、民間保育園等における給食費の値上げによって生じる保護者への経済的負担の増加を抑制するため。 ②国の定めるひと月あたりの給食費通常価格と、食材費の高騰率（消費者物価指数を参考に算出）を考慮した食材費の額との差額を補助単価とし、園児数に応じて食材費高騰対策補助金として交付。 ③補助単価：840円/月（1人あたりの額）（副食費免除対象者は540円。物価高騰を反映した公定価格副食費4,800円と市内副食費据え置き額4,500円の差額を考慮） 補助対象期間：令和6年4月分から令和7年3月分まで（12か月分） 1・2・3号認定者（副食費免除対象分）540円×12カ月×165人＝1,069,200円 1・2・3号認定者（その他分）840円×12カ月×1,986人＝20,018,880円 1,069,200円＋20,018,880円＝21,088,080円 ④私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所、私立幼稚園	R6.4	R7.3	給食食材費高騰による保護者負担額の増加率0％	HP
16	推奨事業	保育施設等物価高騰対策支援事業【R5補正分】	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	236	①物価高騰等の影響により、民間保育園等における給食費の値上げによって生じる保護者への経済的負担の増加を抑制するため。 ②国の定めるひと月あたりの給食費通常価格と食材費の高騰率（消費者物価指数を参考に算出）を考慮した食材費の額との差額を補助単価とし、園児数に応じて食材費高騰対策補助金として交付。 ③補助単価：840円/月（1人あたりの額）（副食費免除対象者は540円。物価高騰を反映した公的価格副食費4,800円と市内副食費据え置き額4,500円の差額を考慮） 補助対象期間：令和6年4月分から令和7年3月分まで（12か月分） 1・2・3号認定者（副食費免除対象分）540×12カ月×27人＝174,960円 1・2・3号認定者（その他分）840×12カ月×6人＝60,480円 174,960円＋60,480円＝235,440円 ④私立保育所・認定こども園・小規模保育事業所・私立幼稚園	R6.4	R7.3	給食食材費高騰による保護者負担額の増加率0％	HP